

議案第 1 1 7 号

京丹後市空家等対策協議会条例及び京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

京丹後市空家等対策協議会条例及び京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和 5 年 6 月 1 4 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市空家等対策協議会条例及び京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

(京丹後市空家等対策協議会条例の一部改正)

第1条 京丹後市空家等対策協議会条例（平成28年京丹後市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

(京丹後市空家等対策の推進に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市空家等対策の推進に関する条例（平成29年京丹後市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

京丹後市空家等対策協議会条例(平成28年京丹後市条例第23号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市空家等対策協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、京丹後市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>京丹後市空家等対策協議会条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第23号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、京丹後市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年12月13日から施行する。</u></p>

京丹後市空家等対策の推進に関する条例(平成29年京丹後市条例第14号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市空家等対策の推進に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条～第7条 (略) (弁明の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第14条第2項</u>に規定する勧告をしようとする場合には、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p>	<p>京丹後市空家等対策の推進に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月30日 条例第14号</p> <p>第1条～第7条 (略) (弁明の機会の付与)</p> <p>第8条 市長は、<u>法第22条第2項</u>に規定する勧告をしようとする場合には、あらかじめ当該勧告に係る特定空家等の所有者等に、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年12月13日から施行する。</u></p>